

## 議案第 1 号

### 職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の119、12月に支給する場合には100分の122を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の99、12月に支給する場合には100分の102を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

改 正 前

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の119、12月に支給する場合には100分の138を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の99、12月に支給する場合には100分の118を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の64、12月に支給する場合には100分の66を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の54、12月に支給する場合には100分の56を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の64、12月に支給する場合には100分の74を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の54、12月に支給する場合には100分の64を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(住居手当)</p> <p>第9条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。<u>次号</u>において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（県が設置する公舎を貸与されている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第9条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。<u>第3号</u>において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（県が設置する公舎を貸与されている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p><u>(2) その所有に係る住宅（人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他人事委員会規則で</u></p>

(2) 略

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 略

(期末手当)

定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

(3) 略

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 略

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の111、12月に支給する場合には100分の130を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の91、12月に支給する場合には100分の110を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の119、12月に支給する場合には100分の122を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の99、12月に支給する場合には100分の102を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額

は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の60、12月に支給する場合には100分の70を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の60を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定め

は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の64、12月に支給する場合には100分の66を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の54、12月に支給する場合には100分の56を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との

る割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級が3級から5級までである者 1,000分の  
965

(2) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の  
936

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代え

権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代え



て、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級が4級から6級までである者 1,000分の965

(2) 職務の級が7級から9級までである者 1,000分の936

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

略

備考

1 略

て、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級25号給以上又は職務の級が特2級以上であるもの（再任用職員にあつては、職務の級が2級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が2級25号給から特2級109号給まで（再任用職員にあつては、職務の級が2級又は特2級）である者 1,000分の965

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級25号給以上又は特2級以上であるもの（再任用職員にあつては、2級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の936

イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級37号給以上又は職務の級が特2級以上であるもの（再任用職員にあっては、職務の級が2級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたとき

イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級37号給以上又は特2級以上であるもの（再任用職員にあっては、2級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとす

は、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

- (1) 職務の級及び号給が2級37号給から特2級109号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が2級又は特2級)である者 1,000分の965
- (2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の936

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級25号給以上又は職務の級が3級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務の級が2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他

る。)を給料月額とする。

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が2級25号給以上又は3級以上であるもの(再任用職員にあっては、2級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度におい

の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が2級25号給から3級101号給まで (再任用職員にあつては、職務の級が2級又は3級) である者 1,000分の965

(2) 職務の級が4級又は5級である者 1,000分の936

別表第5 医療職給料表 (第3条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

1 略

て人事委員会が別に定める場合は、その割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。) を給料月額とする。

別表第5 医療職給料表 (第3条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの（再任用職員にあつては、職務の級が3級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで  
（再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級まで）である者 1,000分の965

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936

ウ 医療職給料表(3)

略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は4級以上であるもの（再任用職員にあつては、3級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの（再任用職員にあつては、職務の級が3級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで  
(再任用職員にあつては、職務の級が3級から5級まで)である者 1,000分の965

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は4級以上であるもの（再任用職員にあつては、3級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。  
(1) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の965  
(2) 職務の級が5級である者 1,000分の936

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。



(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(住居手当)</p> <p>第4条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第4条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅(規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)</u>のうち当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日</p>

(2) 略

から起算して5年を経過していないものに居住している職員  
で世帯主であるもの

(3) 略

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
(住居手当) 第4条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に 対して支給する。  (1) 略	(住居手当) 第4条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に 対して支給する。  (1) 略

(2) 略

(2) その所有に係る住宅（企業管理規程で定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他企業管理規程で定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

(3) 略

（病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
(住居手当)	(住居手当)

第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 略

(2) 略

第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 略

(2) その所有に係る住宅（企業管理規程で定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他企業管理規程で定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

(3) 略

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

(給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の119」とあるのは「100分の144」

(給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の119」とあるのは「100分の144」と、「100分の

と、「100分の122」とあるのは「100分の147」とする。

138」とあるのは「100分の159」とする。

第7条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第7条 略	第7条 略
2 略	2 略
3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2	3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2

第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の111」とあるのは「100分の138」と、「100分の130」とあるのは「100分の153」とする。

第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の119」とあるのは「100分の144」と、「100分の122」とあるのは「100分の147」とする。

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第8条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（給与条例の適用除外等）	（給与条例の適用除外等）

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の119」とあるのは「100分の144」と、「100分の122」とあるのは「100分の147」とする。

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の119」とあるのは「100分の144」と、「100分の138」とあるのは「100分の159」とする。

第9条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。



次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の111</u>」</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の119</u>」</p>

とあるのは「100分の138」と、「100分の130」とあるのは「100分の153」とする。

とあるのは「100分の144」と、「100分の122」とあるのは「100分の147」とする。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則 1～14 略 (主任等の切替えに伴う経過措置) 15 前3項の規定の適用を受ける職員（第2切替日の前日から引	附 則 1～14 略 (主任等の切替えに伴う経過措置) 15 前3項の規定の適用を受ける職員（第2切替日の前日から引

き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。)で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料の月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級から5級までであるもの(以下この項において「行政職5級以下職員」という。))並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該額に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を、行政職給

き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。)で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料の月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が人事委員会規則で定めるものに対応するものにあつては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。以下この項から附則第17項までにおいて「経過措置額」という。)とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規

料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの（以下この項において「行政職6級以上職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該額に1,000分の936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。以下この項から附則第17項までにおいて「経過措置額」という。）とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

16～25 略

定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

16～25 略

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="347 818 439 850">附 則</p> <p data-bbox="259 896 526 928">第1条～第6条 略</p> <p data-bbox="277 971 685 1003">(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p data-bbox="259 1048 1120 1391">第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>3級から5級まで</u>であるもの（以下この条において「<u>行政職5級以下職員</u>」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受け</p>	<p data-bbox="1234 818 1326 850">附 則</p> <p data-bbox="1144 896 1411 928">第1条～第6条 略</p> <p data-bbox="1162 971 1570 1003">(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p data-bbox="1144 1048 2004 1391">第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>3級以上</u>であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が人事委員会規則で定めるもの<u>に対応</u></p>

る職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該額に1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの（以下この条において「行政職6級以上職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該額に1,000分の936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額））に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

するものにあつては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額））に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 及び 3 略

第 8 条～第 18 条 略

2 及び 3 略

第 8 条～第 18 条 略

#### 附 則

この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条、第 6 条及び第 8 条の規定は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。